

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第10回合併協議会

会議資料

日時 平成16年9月27日(月)午後2時～

場所 中山町農業総合センター 2階 中ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 1 0 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年9月27日(月) 14:00~

場 所 : 中山町農業総合センター 2階 中ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 協 議

協議第43号 町字名の取扱いについて

協議第44号 新市建設計画(案)について

(2) その他

第11回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

協議第 4 3 号

町字名の取扱いについて

町字名の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 7 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

町字名の取扱いについて
1 町字の区域は、従前のおりとする。 2 町字の名称は、次のとおりとする。 (1) 伊予市については、現在地名を継承する。 (2) 中山町及び双海町については、「伊予郡」を「伊予市」に置き換え、「大字」を省き表示する。

平成 年 月 日確認

町字名の取扱いについて

1 基本的事項

市町村合併の際に、町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は、町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第 260 条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。

2 「町」「字」について

(1) 定義

字とは、市町村の区域内の一定の区域をいう。

「字」には、いわゆる字のみならず「大字」又は「小字」も含まれる。（行政実例 S23.8.9）

市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、これは「字」と同様である。この場合、地名呼称上「町」という文字をつけない町と同様の区域があるが、これは名称を町と叫びないだけであって、法第 260 条の町である。（行政実例 S22.5.26）

「町若しくは字の区域をあらたに画し」とは、新たな町名又は字名を付ける場合も含まれる。（行政実例 S30.12.6）

「町若しくは字の名称を変更する」とは、単に従前の町又は字の名称を変更する場合及び町又は字の区域を変更するとともに同時にその名称を変更する場合である。

(2) 合併による調整・変更

合併協議の先進事例では、そのほとんどが町字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町字名をそのまま使用する取扱いとしている。

合併関係市町村間で、同一又は類似の町字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすことになるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

市町村の配置分合及び境界変更の際に、旧町村の字の区域及び名称をそのまま新市町村の字の区域及び名称とする場合には、法第 260 条の手続を要しない。（行政実例 S30.3.30）

合併に際して「大字」を単に「」と変更するなど「大字」や「小字」を表示しないこととする場合であっても、「大字」が固有名詞と考えられるので、法第 260 条の手続が必要となる。

3 町字名の変更手続（法第 260 条）

町字名の変更手続は、市町村長の提案 市町村議会の議決 知事への届出 知事の告示 効力発生となるが、この処分は新市で行うべきものであることから、合併日に施行させるためには、合併日に新市の市長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分せざるを得ず、同日に知事へ届出を行う。効力発生要件となる知事の告示は、事前の十分な連携のもとに、合併日付けで行い、また、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

町字の名称のみの変更手続は、合併前に当該区域の属する関係市町の議会で議決を経て、知事に届け出ることも可能である。

関係する主な法令（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村内の町又は字の区域）

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【先進地事例】

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（H16.11.1合併予定）

西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。

丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、現在字名を継承する。

小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、現在字名を継承する。

大洲喜多合併協議会（H17.1.11合併予定）

1 大洲市については、現行のとおりとする。

2 長浜町については、「喜多郡」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。ただし、一部の地域については、「喜多郡長浜町」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。

3 肱川町については、「喜多郡」を「大洲市」に置き換え、「大字」を省き表示する。

4 河辺村については、「喜多郡」を「大洲市」に、「村」を「町」に置き換え、「大字」を省き表示する。

四国中央市（川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村：H16.4.1合併）

基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。

ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。

協議第 4 4 号

新市建設計画（案）について

新市建設計画（案）について、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 9 月 2 7 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

新市建設計画（案）について
新市建設計画の案を別冊のとおり定める。

平成 年 月 日確認

第11回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

開催日程

日 時：平成16年10月7日(木) 14時00分から

場 所：双海町 町民会館 2階 大ホール

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議開催状況

〔開催実績〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年4月8日(木)15:30～
第2回	双海町	双海町町民会館	平成16年5月13日(木)14:00～
第3回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年6月10日(木)14:00～
第4回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年6月30日(水)9:30～
第5回	双海町	双海町町民会館	平成16年7月8日(木)14:00～
第6回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年7月22日(木)9:30～
第7回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年8月12日(木)14:00～
第8回	双海町	双海町町民会館	平成16年8月26日(木)14:00～
第9回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年9月9日(木)14:00～
第10回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年9月27日(月)14:00～

〔開催予定〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第12回	伊予市		平成16年11月11日(木)14:00～
第13回	中山町		平成16年12月9日(木)14:00～
第14回	双海町		平成17年1月13日(木)14:00～
第15回	伊予市		平成17年2月10日(木)14:00～
第16回	中山町		平成17年3月10日(木)14:00～